

本監第 100 号
令和元年12月26日

本巢市長 藤原 勉 様
本巢市議会議長 鏝本 規之 様

本巢市監査委員 三田村 晃司

本巢市監査委員 上谷 政明

財政援助団体（補助団体）監査結果報告書の提出について

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、令和元年度財政援助団体監査を実施したので、その結果報告書を同条第9項の規定により提出する。

令和元年度
財政援助団体（補助団体）監査報告書

令和元年12月26日

本巢市監査委員

財政援助団体（補助団体） 監査報告書

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理・監督の状況について、次のとおり監査を実施した。

第1 監査の概要

1 監査の対象及び範囲

補助団体である下記団体及び所管課における、平成30年度及び令和元年4月1日から9月30日までに行われた財政援助に係る出納その他の事務の執行状況について監査を行った。

- | | |
|----------|----------------|
| (1) 対象団体 | 根尾盆踊り実行委員会 |
| 所管課 | 根尾総合支所 総務産業課 |
| (2) 対象団体 | 本巢市遺族連合会 |
| 所管課 | 健康福祉部 福祉敬愛課 |
| (3) 対象団体 | 真桑文楽保存会 |
| 所管課 | 教育委員会事務局 社会教育課 |

2 監査の実施日

令和元年 11 月 8 日（金）

3 実施した監査手続

対象団体及び所管課に対し次の観点から監査を行った。

【対象団体】

- (1) 補助事業は、補助金の目的に沿って適正かつ効率的に執行されているか。
- (2) 補助金にかかる収支の会計経理及び財産の管理は適正に行われているか。
- (3) 関係帳票の整備等は適正に行われているか。また、領収書等の証拠書類の整理、保存は適切か。
- (4) 実績報告書と決算にかかる計算書類の金額等は符号しているか。

【所管課】

- (1) 補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続き等は適正か。
- (2) 補助金の効果及び補助事業の執行を確認するため、実績報告書の審査等は適正に行われているか。
- (3) 補助事業の対象団体に対する指導監督は適切に行われているか。
- (4) 補助金の精算、返還は適正に行われているか。

第2 監査の結果等

対象団体及び所管課の出納その他事務の執行状況を監査の観点に留意し、関係書類、帳簿類の確認及び関係者から説明等を聴取することにより監査を行った。その結果、事務処理については概ね適正に処理されていると認められたが、一部に検討・改善を要する事項が認められたので、今後の事務執行にあつたては、これらの内容を十分把握し、改善等を要するものについては、その措置を講じられたい。

なお、軽易な事項は記述を省略した。

各対象団体及び所管課の監査結果は次頁以降のとおりである。

I 根尾盆踊り実行委員会

1 根尾盆踊り実行委員会の概要

監査を実施した、根尾盆踊り実行委員会の概要は、次のとおりである。

- (1) 事務所の所在地 本巢市根尾板所625番地1
根尾分庁舎 根尾総合支所総務産業課内
- (2) 代表者(会長) 小野島 史郎
- (3) 目的
委員会は、根尾盆踊り大会の円滑な運営を図り、根尾盆踊りの保存伝承及び地域文化の向上に寄与することを目的とする。
- (4) 事業内容
ア 根尾盆踊り大会の企画及び運営
イ その他前記の目的を達成するために必要な事業
- (5) 組織(令和元年11月8日現在)
委員 12名
役員 5名【会長(1)、副会長(2)及び監事(2)は、根尾盆踊り実行委員会規約第5条の規定による。】
事務局 産業建設部 産業経済課
- (6) 補助金の内容
ア 補助金額 2,500,000円(事業費 2,529,256円)(平成30年度実績報告)
2,500,000円(事業費 2,540,000円)(令和元年度交付申請)
イ 根拠法令 本巢市補助金等交付規則及び同要綱第2条別表20商工観光振興事業④根尾盆踊り事業
ウ ・交付申請日 平成30年5月28日(令和元年5月27日)
・交付決定日 平成30年5月31日(令和元年6月3日)
・補助金受入日 平成30年6月25日(令和元年6月25日)
・実績報告日 平成30年12月3日
・補助金額確定日 平成30年12月7日
- (7) 第33回根尾盆踊り・花火大会2018(平成30年度事業)
ア 開催 平成30年8月14日(火)午後7時~(子どもイベント等15:30~)
イ 事業内容 子どもイベント、神輿つり、盆踊り大会、ライブ演奏、花火大会、お楽しみ抽選会等
ウ 観客動員 推計で約2,000人(神輿つり参加約70人)
エ 参加団体 根尾おどり保存会、自治会、大垣信用金庫、ぎふ農業協同組合、観光協会、市議会、商工会、樽見鉄道株式会社、交通安全協会、

老人クラブ、継体サクラ太鼓、根尾小学校、根尾幼稚園 等

(8) 平成 30 年度決算状況

【収支決算書】

単位：円

科 目	決 算 額	摘 要
収入の部	2,530,004	
市補助金	2,500,000	市補助金
雑入	30,004	協賛金、預金利息等
支出の部	2,529,256	
報償費	421,588	抽選会景品代、盆踊りコンテスト賞品代、司会者謝礼、ライブ演奏費
旅費	20,410	司会者旅費
需用費	352,495	食糧費、チラシ・ポスター代、ステージ代、事務用品等消耗品代、子ども用お菓子・景品代
役務費	141,203	保険料・手数料、切手代・印紙代、クリーニング代
委託料	1,593,560	煙火打上、会場音響照明、臨時照明設置、交通誘導警備、事業系ごみ運搬処理

収入合計 2,530,004 円

支出合計 2,529,256 円

収支差引残額 748 円

(市へ返還)

(9) 令和元年度予算状況

提出された補助金等交付申請書の内容については、事業執行中であり補助事業の執行内容及び予算の執行状況等について説明を受けた。

なお、補助事業等の内容や根尾盆踊り実行委員会の事業予算について、今後経費の配分又は執行計画に変更が生じる場合は、遅延なく補助事業等変更申請するなど適正に処理されることを指導し、監査報告書への詳細な記載は省略する。

2 根尾盆踊り実行委員会に対する監査の結果

根尾盆踊り実行委員会への補助金に係る出納その他の事務について、前回（平成 23 年度）の監査指摘事項（規約及び組織）に関し改善・是正が図られるなど概ね適正に処理されているものと認められたが、一部是正等を要するものが見受けられたので、以下の指摘事項等を付す。

今後はこれらのことに留意され、適正で効率的かつ効果的な事務の執行に一層努力されたい。

(1) 指摘事項等

ア 補助金の適正運用について

市からの補助金は、根尾盆踊り実行委員会が実施する事業に対して交付されているが、過年度分の一部で事業実施後において補正又は科目間の流用を行ったりその支出が遅延するなど一部で不適切な事務処理が見受けられたことから、事業内容及び活動内容等を十分精査したうえで真に必要な補助対象経費を算出し、補助の適正な運用に努められたい。

イ 委託業務契約について

煙火打上委託など高額な契約において、2者以上の者から見積書を徴取しておらず、1者の随意契約としている。

当委託に際しては長期の準備期間を要するなど特殊な委託業務であると考えられる部分もあるが、他の実行委員会で行う煙火打上委託については入札を経て実施している例もあることから、今後の委託業務契約に当たっては、常に経済性、透明性を確保するよう努められたい。

ウ 司会者謝礼等について

実行委員会が司会者個人に支払う謝礼については、原則として支払側で源泉徴収が必要となることから、今後の支払に関しては精査を行ったうえで所要の手続きを行っていくよう検討されたい。

3 所管課（総務産業課）に対する監査の結果

所管課（総務産業課）における根尾盆踊り実行委員会に対する補助金に係る事務処理について、概ね適正に処理されているものと認められたが、前回（平成23年度）の監査指摘事項（補助金の交付手続き及び適正運用）に関しては一部の事務処理において未だ不十分な点もいくつか見受けられた。また他に改善等を要するものが見受けられたので、以下の指摘事項等を付す。

なお、本監査において改善すべきところ等平易なことについては、その都度口頭で指導したので、今後の事務執行にあたっては、これらを十分に留意するとともに、改善等を要するものについては、その措置を講じられたい。

(1) 指導事項等

ア 補助金の適正運用について

過年度分の一部で事業実施後において補正又は科目間の流用を行ったり、その支出が遅延するなど一部で不適切な事務処理が見受けられたことから、補助金の交付事務にあたっては、団体がより一層の適正な処理、執行及び監査ができるよう申請時において予算の妥当性を吟味するとともに科目別予算の執行等についても適切な指導、助言等を行い、自らも補助金を支出する際などにおいて、執行等の確認や審査を徹底されたい。

イ 委託業務契約について

煙火打上委託など高額な契約について、2者以上の者から見積書を徴取しておらず、1者で随意契約としている。今後の委託業務契約に際し、市契約担当課などに確認するなど予算の執行について適切な指導、助言をされたい。

II 本巢市遺族連合会

1 本巢市遺族連合会の概要

監査を実施した、本巢市遺族連合会の概要は、次のとおりである。

(1) 事務所の所在地 本巢市曾井中島 1170 番地 6 本巢市福祉事務局

(2) 代表者（会長） 翠 幸雄

(3) 目的

本巢市内遺族相互間の親睦と福祉増進を図り、併せて社会的地位の向上及び平和国家建設のために貢献することを目的とする。

(4) 事業内容

ア 会員の相互扶助及び福祉増進のために、事業の総合計画、研究指導と育成及び関係機関等へ連絡調整に関すること

イ 合同慰霊祭すること

ウ 関係神社、仏閣等への参拝に関すること

エ 目的を同じくする他の団体との連携、協力に関すること

オ その他必要な事業に関すること

(5) 組織（令和元年 11 月 8 日現在）

役員 9名【会長(1)、副会長(2)、理事(4)、監事(2)

※各遺族会長により構成

※会計・書記(兼任)は、本巢市遺族連合会規約第 7 条の 6 の規程により、事務局職員が行う。

事務局 2名（本巢市福祉事務局）※他の補助団体事務も兼務

遺族会	真桑遺族会 122 名	弾正遺族会 57 名	
	一色遺族会 94 名	土貴野遺族会 52 名	席田遺族会 107 名
	本巢地域（外山・山添・文殊）遺族会 195 名		
	根尾遺族会 122 名		計 749 名

(6) 補助金の内容

ア 補助金額 2,578,000 円（事業費 2,803,395 円）（平成 30 年度実績報告）

2,398,000 円（事業費 2,683,000 円）（令和元年度交付申請）

イ 根拠法令 本巢市補助金等交付規則及び同交付要綱第 2 条別表 9 遺族会補助金①遺族会活動推進事業による

ウ ・交付申請日 平成 30 年 4 月 10 日（平成 31 年 4 月 10 日）

・交付決定日 平成 30 年 4 月 26 日（平成 31 年 4 月 18 日）

・補助金受入日 平成 30 年 5 月 25 日（令和元年 5 月 20 日）

・実績報告日 平成 31 年 4 月 10 日

・補助金額確定日 平成31年4月10日

(7) 補助事業の具体的内容

- ア 役員会 (4回開催)
- イ 連合会戦没者慰霊祭 (3月)
- ウ 地域活動補助
- エ 忠魂碑の維持管理

(8) 平成30年度決算状況

【収支決算書】

単位：円

科 目	決 算 額	摘 要
収入の部	2,853,692	
会費	224,700	
補助金	2,578,000	市補助金、
繰越金	40,988	前年度繰越金
雑入	10,004	利息等
支出の部	2,803,395	
会議費	507	役員会開催費
事務費	48,138	
需用費	20,145	事務用消耗品等
通信運搬費	17,792	切手、郵送料、ケーブルネット
機器リース料	1,062	複合機年間リース料
旅費	9,139	事務職員旅費
事業費	223,443	
慰霊祭費	76,276	祭祀料等
県追悼式参加費	15,058	行政バス燃料代
助成金	40,000	全国追悼式、靖国神社団参加費
研修費	57,109	役員等研修開催費
旅費	35,000	役員旅費
負担金	104,615	
県遺族会負担金	51,900	
顕彰会費	52,715	岐阜県戦没者顕彰会費
補助金	2,397,772	
地域遺族会補助金	1,317,000	9団体
忠魂碑維持管理等補助金	900,772	9カ所
高木処理補助金	180,000	1カ所
慶弔費	28,920	
予備費	0	

収入合計 2,853,692 円 支出合計 2,803,395 円 収支差引残額 49,605 円
(翌年度に繰り越し)

※本巢市補助金の交付対象となる経費は、上記支出のうち、事業費（慰霊事業、研修事業等）、補助金（各地域活動事業、忠魂碑維持管理事業、高木処理事業等）である。

(9) 令和元年度予算状況

提出された補助金等交付申請書の内容については、事業執行中であり補助事業の執行内容及び予算の執行状況等について説明を受けた。

なお、補助事業等の内容や本巢市遺族連合会の事業予算について、今後経費の配分又は執行計画に変更が生じる場合は、遅延なく補助事業等変更申請するなど適正に処理されることを指導し、監査報告書への詳細な記載は省略する。

2 本巢市遺族連合会に対する監査の結果

本巢市遺族連合会への補助金に係る出納その他の事務について、概ね適正に処理されているものと認められたが、一部是正等を要するものが見受けられたので、以下の指摘事項等を付す。

今後はこれらのことに留意され、適正で効率的かつ効果的な事務の執行に一層努力されたい。

(1) 指摘事項等

ア 組織体制について

本巢地域にある3つの遺族会について、他の地域と異なり1つの遺族会の単位として位置づけされている。このことから連合会からの補助金等の流れや連合会への実績報告等も1本となっている。

しかし、本巢地域には忠魂碑が3カ所あり、また連合会の組織を見ても3つの遺族会の会長それぞれが他の遺族会と同様に連合会の役員として構成されていることから組織体制の見直しについて検討されたい。

イ 補助金の適正運用について

市からの補助金は、本巢市遺族連合会が実施する活動事業等に対して交付されているが、連合会から各遺族会に支払う活動補助金について、合併当時から変動がなく一定の額となっている。これは市の補助基準としている会員数に応じた積算の根拠から見ても不適切と言わざるを得ない。また、収支決算書における「忠魂碑維持管理等補助金」及び「高木処理補助金」に関し、支出項目に過誤が見られるなど一部で不適切な事務処理が見受けられたことから、事業内容及び活動内容等を十分精査したうえで真に必要な補助対象経費を算出し、補助の適正な運用に努められたい。

ウ 会計書類の整備について

決算において科目間の予算の流用を行っているにもかかわらず、流用関係調書が作成されていない。連合会長へは、その都度確認しながら支払事務等を行っているようだが、今後、会計書類の整備について努められたい。

エ 旅費規程（内規）について

現在の旅費の算出基準について、連合会の内規によると「市外で1日当たり1,000円」という基準のみで運用している。これには交通費や宿泊費等は加味されず、旅行者の大きな負担が予想される状況であることから、今後、旅費規程（内規）の見直しについて検討されたい。

3 所管課（福祉敬愛課）に対する監査の結果

所管課（福祉敬愛課）における本巣市遺族連合会に対する補助金に係る事務処理について、概ね適正に処理されているものと認められたが、一部不適切と思われる事務処理がなされ、改善等を要するものが見受けられたので以下の指摘事項等を付す。

なお、本監査において改善すべきところ等平易なことについては、その都度口頭で指導したので、今後の事務執行にあたっては、これらを十分に留意するとともに、改善等を要するものについては、その措置を講じられたい。

(1) 指導事項等

ア 補助金の適正運用について

連合会から各遺族会に支払う活動補助金について、合併当時から変動がなく一定の額となっている。また、収支決算書において、支出項目に過誤が見られるなど一部で不適切な事務処理が見受けられたことから、補助金の交付事務にあたっては、団体がより一層の適正な処理、執行及び監査ができるよう申請時において予算の妥当性を吟味するとともに科目別予算の執行等についても適切な指導、助言等を行い、自らも補助金を支出する際の確認や審査を徹底されたい。

イ 会計書類の整備について

団体の会計事務において、一部関係書類が作成されていなかったため、今後の執行に際し、適切な指導、助言をされたい。

ウ 旅費規程（内規）について

現在の旅費の算出基準について、妥当性を欠く事案が見受けられたので、今後の執行に際し、適切な指導、助言をされたい。

Ⅲ真桑文楽保存会

1 真桑文楽保存会の概要

監査を実施した真桑文楽保存会の概要は、次のとおりである。

- (1) 事務所の所在地 本巢市上真桑331番地（本郷研修センター）
- (2) 代表者（会長） 馬淵 正雄
- (3) 目的

国指定重要無形文化財の人形浄瑠璃及び国指定有形文化財の人形舞台の保存と継承を積極的に行い、もって郷土の発展と会員相互の親睦を図ることを目的とする。

- (4) 事業内容

- ア 文化財の操り人形浄瑠璃の錬磨と後継者の育成に努める。
- イ 有形文化財の維持保存に努める。
- ウ 文楽の先進地視察を行い、研磨を深める。
- エ 文化交流に参加し、社会に貢献する。

- (5) 組織（令和元年11月8日現在）

会 長	1名
副 会 長	2名（内訳：自治会長、物部神社・八幡神社代表）
座 長	1名
副 座 長	1名
理 事	各部・会の代表者
書 記	1名（副座長兼務）
会 計	1名
監 事	2名

- (6) 補助金の内容

- ア 補助金額 4,193,471円（事業費 5,345,479円）（平成30年度実績報告）
4,518,000円（事業費 5,163,493円）（令和元年度交付申請）
- イ 根拠法令 本巢市補助金等交付規則及び本巢市文化財保護事業補助金交付要綱第2条別表1有形文化財及び有形民俗文化財保存事業①防災管理事業②修理事業及び3文化財保存活動事業①文化財保存活動事業
- ウ ・交付申請日 平成30年4月27日（平成31年4月10日）
・交付決定日 平成30年6月4日（平成31年4月18日）
・補助金受入日 平成30年6月25日（令和元年6月14日）
・実績報告日 平成31年3月31日
・補助金額確定日 平成31年4月10日

(7) 平成 30 年度決算状況等

収入の部

単位：円

科 目	決 算 額	摘 要
補助金収入	4,518,000	市補助金
寄附金収入	267,066	自治会寄附金、祭礼時寄附金、一般寄附金等
雑 収 入	118	受取利息
繰入金収入	0	基金会計繰入金
その他収入	511,684	出演料等
前年度繰越金	302,304	
合 計	5,599,172	

支出の部

単位：円

科 目	決 算 額	摘 要
祭礼上演費	2,000,167	祭礼時の上演費、テント等賃借料、 広告宣伝費、駐車場利用料金、雑費
文化財育成費	2,620,177	各部会育成費、土用干し、整理調査費、研修費
文化財維持・補修費	129,623	備品費、修繕費、消耗品費等
管 理 費	87,204	印刷製本費、保険費等
繰入金支出	500,000	基金会計
その他支出	8,308	駐車場開発補填金
合 計	5,345,479	

収入合計 5,599,172 円 支出合計 5,345,479 円 収支差引残額 253,693 円
(翌年度に繰り越し)

※本業市補助金の交付対象となる経費は、上記支出のうち、祭礼上演費、文化財育成費、文化財維持・補修費である。

(8) 令和元年度予算状況

提出された補助金等交付申請書の内容については、事業執行中であり補助事業の執行内容及び予算の執行状況等について説明を受けた。

なお、補助事業等の内容や真桑文楽保存会の事業予算について、今後経費の配分又は執行計画に変更が生じる場合は、遅延なく補助事業等変更申請するなど適正に処理されることを指導し、監査報告書への詳細な記載は省略する。

2 真桑文楽保存会に対する監査の結果

真桑文楽保存会への補助金に係る出納その他の事務について、概ね適正に処理されているものと認められたが、一部是正等を要するものが見受けられたので、以下の指摘事項等を付す。

今後はこれらのことに留意され、適正で効率的かつ効果的な事務の執行に一層努力されたい。

(1) 指摘事項等

ア 補助金の適正運用について

市からの補助金は、真桑文楽保存会が実施する文化財保存事業等に対して交付されているが、その収支決算書について、補正又は科目間の流用を行わないまま予算額を超える支出を行っていること、また市補助金を活用し新たに駐車場整備を行った翌年度においても、以前の駐車場の利用料を支払っていること、更に市から補助金として収入しながら基金を積んでいることなど一部で不適切な事務処理が見受けられたことから、事業内容及び活動内容等を十分精査したうえで真に必要な補助対象経費を算出し、補助の適正な運用に努められたい。

イ イベント出演料等について

イベントへの出演に係る出演料について、出演者個人への分配（支払い）に関しては、税金の処理が必要となる可能性がある。また保存会から各部会等には、「育成費」としても別で支出していることから、今後の支払いに関しては精査を行ったうえで所要の手続きを行うよう検討されたい。

3 所管課（社会教育課）に対する監査の結果

所管課（社会教育課）における真桑文楽保存会に対する補助金に係る事務処理について、概ね適正に処理されているものと認められたが、一部不適切と思われる事務処理がなされ、改善等を要するものが見受けられたので以下の指摘事項等を付す。

なお、本監査において改善すべきところ等平易なことについては、その都度口頭で指導したので、今後の事務執行にあたっては、これらを十分に留意するとともに、改善等を要するものについては、その措置を講じられたい。

(1) 指導事項等

ア 補助金の適正運用について

収支決算書について、補正又は科目間の流用を行わないまま予算額を超える支出を行っていること、また市補助金を活用し新たに駐車場整備を行った翌年度においても、以前の駐車場の利用料を支払っていること、更に市から補助金として収入しながら基金を積んでいることなど一部で不適切な事務処理が見受けられた

ことから、補助金の交付事務にあたっては、団体がより一層の適正な処理、執行及び監査ができるよう申請時において予算の妥当性を吟味するとともに科目別予算の執行等についても適切な指導、助言等を行い、自らも補助金を支出する際の確認や審査を徹底されたい。